

## 「防災部会」中間報告について

### 1 開催時期等

(1) 第4回防災部会

令和3年6月21日 刈谷市役所 301会議室

(2) 第5回防災部会

令和3年9月13日 刈谷市役所 201会議室

### 2 部会員名簿

団体等名	氏名
刈谷市社会福祉協議会	鳥居 信宏 (部会長)
刈谷市社会福祉協議会	鈴木 淳史
社会福祉法人 観寿々会	大野 幸浩
西三河南部西地域アドバイザー	大南 友幸
衣浦東部保健所	伊藤 慎
危機管理課	石原 秀
長寿課	杉山 文章
学校教育課	山岡 達也

### 3 報告事項

(1) 災害対策基本法施行規則の改正について

国において、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」の最終とりまとめの中で、事前に避難先である福祉避難所ごとに受入者の調整等を行い、福祉避難所等への直接の避難を促進させることや、福祉避難所ごとに受入対象者を特定してあらかじめ公示することで、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化することなどが示された。

このことを受けて、本年5月に災害対策基本法施行規則が改正され、「福祉避難所を指定したときに、受け入れる被災者等を特定して公示できる」制度が創設された。

また、施行規則の改正とともに、内閣府が作成している福祉避難所の確

保・運営ガイドラインも改定され、指定福祉避難所の指定の促進に加え、事前に受入対象者を特定して、人的物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進するよう示された。

#### (2) 福祉避難所運営マニュアルの見直しについて

現行マニュアルを基に、現状の体制と乖離がある点や、災害時を想定した具体的な手順、受入人数、施設レイアウト、感染症対策等について、各施設での再検討も行き、現時点までの修正案を部会員と共有した。

#### (3) 受入対象者について

福祉避難所の確保・運営ガイドラインにおいて、福祉避難所に受け入れる対象者は、「身体等の状況が施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者のほか、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、病弱等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者、及びその家族。」とされている。

これを基に、障害のある方の人数や福祉避難所の定員数等も踏まえ、刈谷市における福祉避難所の受入対象者の範囲を検討した。

#### (4) 備蓄品について

福祉避難所の避難者を想定し、備蓄品として不足している物品を検討した。主なものとして、嚥下機能が低下している方の身体の状態に合わせた非常食、オストメイト対応トイレや装具、医療的ケア児者に必要な衛生医療用品等が挙げられた。

また、災害発生における停電時に、電源が必要な医療的ケア児者の人数に対する電力の大幅な不足が想定されることから、電源確保策を検討した。その結果、根本的な解決は容易ではないため、福祉避難所に設置済みの発電システムや蓄電池を有効活用するとともに、カセットボンベ発電機やその燃料となるガスボンベ、ポータブル電源等の備蓄をより強化する必要があることが分かった。

今後、必要な備蓄品について内容や数量等をさらに精査し、購入に向けた予算の確保に努める。

#### 4 今後の検討事項

- (1) 福祉避難所運営マニュアルについて、部会員から意見をいただきながら、本マニュアルを見れば福祉避難所の基本的な対応ができるよう見直しを進める。
- (2) マニュアルの実効性を高め、福祉避難所の速やかな開設と適正な運営に向けて、社会福祉協議会が主体となり、福祉避難所開設訓練を実施する。